

ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱

平成 2 5 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、補助対象地区内に存する民間賃貸住宅に入居する子育て世帯の家賃に要する経費の一部を補助することにより、空家の活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象地区 西部地区および中央部地区で別表に掲げる町の区域をいう。

(2) 民間賃貸住宅 補助対象地区内に存する建物に係り貸主と入居者（申請者および同居者をいう。）との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 市営、道営、北海道住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的賃貸住宅（特定公共賃貸住宅を除く。）

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅

ウ 入居者または入居者の 3 親等以内の親族が所有者または貸主である住宅

エ 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築または着工されたもの。ただし、耐震性能に関する基準を満たしているものを除く。

オ 住戸専用面積が 4 0 m²未満、かつ、令和 3 年 3 月 1 9 日閣議決定された住生活基本計画（全国計画）に定める最低居住面積水準未満のもの。

(3) 子育て世帯 補助申請日の属する年度の末日において、中学校卒業前の子と、その子を扶養する者が同居している世帯をいう。

(4) 夫婦世帯 婚姻の届出が受理された夫婦で構成している世帯をいう。

- (5) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第4号に規定する所得をいう。
- (6) 世帯所得 民間賃貸住宅の入居者全員の前年の所得を合算した額をいう。
- (7) 家賃 賃貸借契約において定められた賃借料の月額（月の途中で当該賃貸借契約に係る住宅に入居し，または当該住宅から退去した場合における日割りの賃借料（補助世帯が補助対象地区内で転居して補助を継続する場合を除く。）および管理費，共益費，駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。）をいう。
- (8) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給する住宅に関するすべての手当等の月額をいう。
- (9) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を控除した額（1,000円未満の端数は，切り捨てる。）をいう。
- (10) 補助対象世帯 補助金の交付の対象となる世帯をいう。
- (11) 補助世帯 市長が補助金を交付することと決定した世帯をいう。
（補助対象世帯の要件）

第3条 補助対象世帯は，第7条第1項の規定による申請の日において子育て世帯であって，次に掲げる要件を満たす世帯とする。

- (1) 子を扶養する者は，その子の1親等の親族または3親等内の傍系親族であること。
- (2) 補助対象地区内の民間賃貸住宅の所在地に住民票上の住所（以下「住所」という。）を定めていること。
- (3) 補助対象地区内に住所を定める世帯であって当該地区に住所を定める以前に当該地区外に1年以上住所を定めていたものであること。
- (4) 世帯所得が313,000円以下であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けておらず，かつ，過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 本市の市税その他の納付金の滞納がないこと。
- (7) 世帯主および同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（補助世帯数）

第４条 補助金を交付する世帯の数は、毎年度予算の範囲内において市長が定める。

（補助金月額）

第５条 補助金の月額は、実質家賃負担額から３０，０００円を控除した額（当該控除した額が１５，０００円を超えるときは１５，０００円）とする。

（補助期間）

第６条 補助を行う期間は、入居者である子が中学校を卒業する年度の３月まで（当該月が補助を開始した月から起算して１９２月を超える場合は、補助を開始した月から起算して１９２月以内）とする。

（補助申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- （１）入居者全員の住民票の写し（市外からの転入等により第３条第３号の要件に該当することを確認できない場合にあっては、併せて、戸籍の附票の写し等（同号の要件に該当することを確認できるものに限る。））
- （２）入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票等。無職の場合にあっては、無職申立書（別記第２号様式））
- （３）市税の納税証明書
- （４）住宅手当支給証明書（別記第３号様式）
- （５）民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- （６）住宅概要確認書（別記第４号様式）
- （７）第２条第２号エただし書きの規定による申請をするときは、当該民間賃貸住宅が耐震性能を有することを証する書類の写し
- （８）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、補助対象地区内に住所を定めた日の属する年度の翌々年度（平成28年5月10日以降に当該地区内に住所を定めた世帯にあっては、初めて子育て世帯となった日の属する年度の翌々年度）の4月20日までにしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、3月2日から3月31日までの間は、補助申請を行うことができない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、原則として申請のあった順に審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をした場合において、補助金を交付すると決定したときは補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。
- 3 補助金は、前条第1項の規定による申請のあった日の属する月（当該申請があった日が21日以後の場合は、その翌月）以後の家賃について交付するものとする。

（補助金の交付請求および交付方法）

第9条 補助金の交付請求は、納めた家賃に対し2回に分けて行うものとし、第1回は4月分から9月分までに係るものを10月1日から10月15日までに、第2回は10月分から翌年3月分までに係るものを4月1日から4月15日までに手続きしなければならない。ただし、第13条第1項第1号から第3号までに該当する資格喪失の届出があった場合または第14条の規定により補助金の交付を休止している場合は、この限りでない。

- 2 前項の請求は、補助金交付請求書（別記第7号様式）に家賃支払申告書兼確認書（別記第8号様式）を添付し、市長に請求しなければならない。
- 3 市長は、第1項の請求があったときは、口座振込により補助金を交付するものとする。

（更新手続）

第10条 補助金の交付を翌年度も引き続き受けようとする者は、補助を受けようとする年度の4月1日から4月15日までに、補助金交付更新申請書（別記第9号様式）に第7条第1項第2号および第4号に規定する書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市税その他の納付金の滞納がない者に限る。

2 前項の申請があった場合における交付の決定等については、第8条第1項および第2項の規定を準用する。

（届出義務）

第11条 補助金の交付を受けている者は、第13条第1項第1号もしくは第2号に該当したとき、または世帯所得の変更、家賃もしくは住宅手当の改定、入居者の転居など異動があったときは、速やかに、異動事項届出書（別記第10号様式）に当該異動を証する書類（住民票の写しを除く。）を添付して市長に届け出なければならない。ただし、前条第1項に定める期間に異動があるときは、同項に基づく更新手続により行うものとする。

2 補助金の交付を受けている者が、死亡または離婚等により住宅を退去した場合、その死亡時または退去時に同居する者が引続き入居して交付を受けようとするときは、速やかに、名義承継届出書（別記第11号様式）に当該承継を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

3 補助金の交付を受けている者の同居者が、離婚等により住宅を退去し、新たに子育て世帯となった場合は、第8条第2項または第10条第2項の交付を受けた者とみなし名義承継届出書に当該承継を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

（交付決定の変更等）

第12条 市長は、前条の届出があったとき、または次条第1項、第2項、もしくは第3項のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定内容を変更し、またはその決定を取り消すことができる。ただし、届出に伴い発生する補助金の増額は、届出のあった翌月からとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（別記第12号様式）により、補助金の交付を受けている者または届け出を行った者に通知するものとする。

（資格の喪失）

第13条 補助世帯は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月（第1号または第3号に該当する場合で、その該当するに至った日が16日以後のときは、その翌月）から補助を受ける資格を失うものとする。

- (1) 子育て世帯でなくなったとき。
 - (2) 生活保護法による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けたとき。
 - (3) 転居したとき（補助対象地区内の他の民間賃貸住宅に転居したときを除く。）。
 - (4) 世帯主または同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 2 補助世帯が、不正な方法で補助金の交付を受けたときは、当該不正を行った月から補助を受ける資格を失うものとする。
- 3 補助世帯は、第9条第1項の期間内に補助金の交付の請求をしなかった場合は、当該補助金の交付の対象となる最初の月から補助を受ける資格を失うものとする。
- 4 第1項第1号から第3号までに係る届出を当該年度の4月から9月までに行った補助世帯は10月15日までに、10月から3月までに行った世帯は翌年度の4月15日までに、補助金の交付の請求をしなかった場合は、当該届出に係る補助金の交付の対象となる最初の月から補助を受ける資格を失うものとする。
- 5 補助世帯は、第10条第1項の期間内に同項の規定による申請をしなかった場合は、当該期間の属する年度の初日から補助を受ける資格を失うものとする。

（交付の休止）

第14条 市長は、入居者の異動等により補助世帯が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、当該期間中、当該補助世帯への補助金の交

付を休止するものとする。

- (1) 世帯所得が 328,000 円を超えたとき。
- (2) 実質家賃負担額が 30,000 円以下となったとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

- 2 前項の休止の対象となった世帯については、当該休止期間中も引き続き補助金の交付を受けている世帯とみなして本要綱の規定を適用する。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、第12条第1項の規定により補助金の減額または交付決定の取消しをした場合、当該減額または取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書（別記第13号様式）により期限を定めてその返還を命じるものとする。ただし、補助金の減額にあつては、第9条第1項に規定する第2回の請求において、返還額を減じることができるときは、この限りでない。

- 2 補助金の交付を受けていた者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた納付期限までにこれを納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（その一部について納付があつたときは、納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、当該納付があつた額を控除した額）に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号）に定めるところによる。

第17条 市長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

第18条 第7条、第9条、第10条および第13条に定める申請および届出の期限の日が、函館市の休日を定める条例（平成3年3月20日条例第2号）に定める休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってそ

の期限とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、すでに申請者が保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については、この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前の補助対象地区外のうち、この要綱で補助対象地区に追加された町の区域内に、この要綱の施行前に住所を定めた子育て世帯が、この要綱の施行前の補助対象地区に住所を定めた場合にあっては、平成 29 年 3 月 1 日までは第 3 条第 3 号の要件を満たすものとみなす。
- 4 この要綱の施行前の補助対象地区に住所を定めた夫婦世帯で、その後子が誕生し 1 年以上経過している子育て世帯にあっては、平成 29 年 3 月 1 日までは第 3 条第 3 号の要件を満たすものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前年度に補助金の交付を受けている者が、要綱第 10 条第 1 項に規定する更新をする場合、要綱第 2 条第 2 号の規定は、

なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、申請者がすでに保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については、この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、申請者がすでに保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については、この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第 11 条の規定は，令和 6 年 10 月 16 日以降に生じた異動について適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際，現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は，改正後の要綱の規定にかかわらず，当分の間，使用することができる。

別表 補助対象地区（第 2 条関係）

(1) 西部地区
入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町，東川町，豊川町，大手町，栄町，旭町，東雲町，大森町，松風町および若松町の区域
(2) 中央部地区
千歳町，新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町，宮前町，中島町，千代台町，堀川町，高盛町，宇賀浦町，日乃出町，的場町，時任町，杉並町，本町，梁川町，五稜郭町，柳町，松陰町，人見町，金堀町，乃木町および柏木町の区域